心理療法担当職員に関する制度面の位置づけ

※児童福祉施設最低基準に基づく心理職の職種名は"心理療法担当職員"と定められています。しかし、 全国乳児福祉協議会は、乳児院における心理職の役割は、個別の心理療法のみならず、親子関係や職員 間の連携に係る役割等も含まれると考えており、役割が限定されるイメージを除くために"心理職"と 表記しています。

心理療法担当職員は、下記条件のもと設置が義務化されました。

【児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令】(平成23年6月17日公布、施行)

第二十一条(職員)

- 3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場 合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学の学部で、 心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団 心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければなら ない。





全国社会福祉協議会 全国乳児福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509 http://www.nyujiin.gr.jp

(2013.3)

乳児院 心理職

赤ちゃんの暮らしと育ちを応援して



乳児院の職場に、心理職が仲間に加わります。

乳児院の心理職の役割は、個別の心理療法のみとは限りません。

チームの一員として協働して、子どもの心の発達とケアに寄与します。

このパンフレットは、その活動の出発点として作成されました

各施設のより良い心理職の活用に、お役立て下さい。

いま、なぜ、

心理職か?

いま、世界的に、人生早期の子どもの養育環境の重要性がますます強調されています。我が国の乳児院においても養育の質を向上させるために、心理職を含めた新しい養育体制を構築する取り組みがスタートしています。

子どもの暮らしと育ちや親子関係を支えるためには、様々な専門性を持った職員がチームとして協働することが必要です。 心理職は子どもの心の発達や状態をアセスメントしたり、ケアをしたりすることを通して、担当養育者と子ども、親と子が良 好な絆を結ぶことを支援します。

心理職の活動内容

次の表は、心理職の基本的な活動内容を養育の展開過程に沿って整理したものです。それぞれの施設の現状にあわせてご活用ください。

	対象及び活動分類	活動内容	一時保護中	親子関係育成	再出発支援 再出発支援	アフターケア 退所・措置変更後
(専門的支援) 施設内対応	心身の発達状態の把握	身体・運動機能	0	0	0	
		認知・言語機能		0		
		社会的情緒機能		0	0	
		情動調整機能	0	0	0	
	子どもの心理的ケア	生活の場におけるケア	0	0	0	
		個別的なケア		0	\circ	
	コンサルテーション	子ども-担当養育者の関係性	0	0	0	
		養育環境	\circ	0	0	
		子どもの発達	0	0	0	
		その他				
	家族支援	親-子関係の調整		0	0	0
		親の心理的ケア		0	0	0

^{*}心理職の活動内容は、本表に示した施設内対応と、関係機関との連携や里親支援など施設外対応が想定されます。 今後、そうした活動内容についても整理し、提案していく予定です。

心身の発達状況の把握(アセスメント)

子どもの発達状況を客観的に把握します。また、生活の場 や担当養育者との関係の中で起きていることなどを心理職の 視点から説明します。

身体・運動

反射や姿勢などの様子や粗大・微細運動などを含めた運動機能の発達を把握します。

認知・言語

発達・知能検査や行動観察などから把握します。

社会的情緒

生活や遊びに見られるコミュニケーション能力や愛着形成・情緒表現などを把握します。

情動調整

適切な注意のむけ方や持続、不快な情緒や衝動のコントロールの状況などを把握します。

子どもの心理的ケア

子どものケアは乳児院の生活全体を通しておこなわれるもので、心理的ケアもその連続線上にあるものです。他の職員との連携を築きながら、治療というより、子どものより良い暮らしや育ちにどのような貢献ができるのかという視点から活動します。

生活の場におけるケア

生きた生活の場で子どもの心に寄り添い、担当養育者と 協働して育ちの環境の質を向上させる働きかけをおこない ます。

個別的なケア

生活の場におけるケアを土台として、心理療法的関わりが 必要な子どもに個別的なケアをおこないます。施設全体で、 実施に至る段階や方法を十分に検討することが望まれます。

コンサルテーション

担当養育者がより良い支援をおこなうために、心理職がコンサルテーションをおこないます。相談する者をコンサルティ、助言する者をコンサルタントと呼びますが、両者の関係は常に対等です。コンサルテーションでは、担当養育者の視点を尊重しつつ、心理職としての知見を理解しやすい言葉で伝える必要があります。

コンサルテーションは、担当養育者と一対一の関係でおこなわれるものから、施設全体のケース・カンファレンスのような場でおこなわれる場合もあります。施設の中に配置された心理職は、子どもたちの生活環境を十分に理解したうえで、その環境の中にある資源をいかに活用するか、という視点からコンサルテーションを実施できる強みを持っています。相談の目的に合わせて、できる限り問題の生じる実際の場面を共有しながら、現場の「今、ここ」でのニーズに応えることを目指します。

子ども-担当養育者の関係性

子どもや担当養育者の特徴、両者の関係性の中で生じている出来事の特徴などをフィードバックしたり、心理職の立場からの説明を加えたりしながら、子どもと担当養育者が良好な関係を築くことを目的とします。

養育環境

子どもの状態に合わせて、生活空間の構成やグループ編成など養育環境の改善を目的とします。

子どもの発達

心身の発達状況の把握をもとに、子どもの発達や状態に合わせた関わり方を検討します。

その他

チームアプローチや他機関との連携、施設内研修やケース・カンファレンスの機会に必要な情報を提供したり、関係調整をおこないます。

家族支援

家族支援は、乳児院の重要な役割の 1 つです。家族の再統合を目標とした親子関係の支援だけではなく、精神疾患や虐待経験のケアなど親自身への支援も求められています。FSWをはじめ、他の職員と連携しながら、それぞれが担う役割を明確にしておくことが必要です。

親-子関係の調整

親機能や親子の関係性を把握して、子どもの状態と照らし 合わせながら再統合に向けた親面接や親子合同の面接を実施 します。また、子どもの発達や状態に応じた関わり方や家族 が抱える問題について、心理教育的な支援をおこないます。

親の心理的ケア

育児ストレスの緩和やトラウマのケアなど、親自身が抱える問題への心理的なケアをおこないます。ただし、あくまでも治療ではなく、親が親機能を担うための支援(ガイダンス)であり、必要に応じて関係機関との連携の下で実施することが求められます。